

資産査定の債務者区分		中央労働金庫の償却・引当基準		
定義	中央労働金庫資産査定規程			
区分単位	債務者単位			
対象	総与信(注2)	債務者区分	分類	要償却・引当額の概要
区分	<b>破綻先</b> 法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者をいい、例えば、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者。 <b>2,205</b>	破綻先	IV分類	全額を直接償却、あるいは個別貸倒引当金として計上する。 <b>262</b>
			III分類	全額を個別貸倒引当金として計上する。 <b>32</b>
			非・II分類	
	<b>実質破綻先</b> 法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがなく状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者。 <b>11,685</b>	実質破綻先	IV分類	全額を直接償却、あるいは個別貸倒引当金として計上する。 <b>2,501</b>
			III分類	全額を個別貸倒引当金として計上する。 <b>129</b>
			非・II分類	
	<b>破綻懸念先</b> 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（金融機関等の支援継続中の債務者を含む）。 <b>26,395</b>	破綻懸念先	III分類	合理的に見積もった必要額を個別貸倒引当金として計上する。 <b>2,159</b>
			非・II分類	
	<b>要注意先</b> 金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者または財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者。 <b>23,207</b>	要注意先 要管理先	要管理債権	非・II分類 予想損失率により今後3年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金として計上する。(注3) <b>1,414</b>
			要管理債権以外	
要管理先以外			非・II分類	予想損失率により今後1年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金として計上する。(注3) <b>1,252</b>
<b>正常先</b> 業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者。 <b>3,002,590</b>	正常先	非分類	予想損失率により今後1年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金として計上する。(注3) <b>7,907</b>	
<b>非区分</b> 国・地方公共団体向け債権。 <b>7,476</b>				

(単位：百万円)

	金融再生法開示債権	労働金庫法に基づくリスク管理債権
定義	労働金庫等に係る金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第2条	労働金庫法第94条において準用する銀行法第21条に係る労働金庫法施行規則第114条
区分単位	債務者単位	債権単位
対象	総与信	貸出金
区分	<b>破産更生債権及びこれらに準ずる債権</b> 総与信額（貸出金、貸付有価証券、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目）のうち、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由によって経営破綻に陥っている借り手に対する債権及びこれらに準ずる債権。	(注5) <b>破綻先債権</b> 債務者が破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等を行ったこと及び銀行取引停止処分を受けたことにより未収利息を計上しなかった貸出金。 <b>2,178</b>
	<b>13,890</b>	(注5) <b>延滞債権</b> 元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金のうち、破綻先債権以外の貸出金。
	<b>危険債権</b> 総与信額のうち、借り手が経営破綻の状態には至っていないものの、財務状態・経営成績が悪化して契約に従った債権の元本の回収と利息の受取りができない可能性が高い債権。	(注5) <b>33,325</b>
	<b>要管理債権</b> 貸出金のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」を除いた「3か月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額。(注4)	<b>3か月以上延滞債権</b> 元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金（破綻先債権、延滞債権を除く）。 <b>2,147</b>
	<b>5,855</b>	<b>貸出条件緩和債権</b> 債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権、及び3か月以上延滞債権を除く）。 <b>3,708</b>
<b>正常債権</b> 総与信額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」を除いたもので、借り手の財務状態及び経営成績に特に問題がない債権。	(注1) 表中の「――」上の金額は、2008年3月末残高（債権等は直接償却後の残高、引当金は引当額）を表示しています。 (注2) 貸出金・（貸出金に係る）未収利息・債務保証見返・与信関係仮払金・貸付有価証券・外国為替をいいます。 (注3) 一般貸倒引当金は、予想損失率に基づいた予想損失額を計上することとしています。 (注4) 要管理債権に係る貸出金以外の債権（未収利息・債務保証見返等）については、正常債権に含まれます。 (注5) 金融再生法とリスク管理債権の差（網かけ部分）は、「対象債権」の違いによります。	
<b>3,027,419</b>		